

井原市議会基本条例検証結果（令和3年）

取組事項	1. 議会ICT化に向けての取り組み
関連条項等	基本条例第5条、第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 7 広聴広報委員会で協議開始 ・ R3. 8 県内他市へ書面により、ICT化の状況について調査を行った。 ・ R3. 9 議会でデジタル化の方針を「紙媒体を全面廃止し、タブレット及び会議システム並びにグループウェアを利用することで、経費削減と議会事務局の業務改革、議会力並びに議員力アップを図る。紙媒体の全面廃止は令和4年度中に行う。」に決定。 機種選定のため、全議員に現在のICT環境についてのアンケートを行う。 ・ R3. 10 「井原市議会の情報通信機器使用基準」及び「議会運営検討資料」について協議開始 ・ R3. 11 グループウェア及びオンライン会議システムの導入経費については、予算要求することに決定。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年より、タブレットの本格導入により、議会のDX化がはかれることになるが、これを単に議会にICT技術を導入したということにならないようにする必要がある。(報告P4) ・ ICT技術の活用により、情報公開が進むこと、市民や各種団体との意見交換が活発になること、議員の調査能力が向上すること、ペーパーレス化により、事務局職員の負担が軽減されることなどの成果が上がることが求められる。(報告P4) ・ 非常時に備えるため、ICT技術を利用したオンライン委員会の開催について検討する必要がある。(報告P4)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる会議（委員会、意見交換会、視察の受け入れ）の開催について制度設計をしていく。

取組事項	2. 政策提言について
関連条項等	基本条例第3条、第14条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.3.19「井原デニム条例」を委員会発議（R3.3.29公布） ・R3.3.19 地域活性化特別委員会で「古き時代の栄華に触れる井原デニムで元気なまちの再興事業に関する調査報告書」及び「稲倉産業団地開発事業に関する調査報告書」をとりまとめ、政策提言書を市長へ提出した。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案機能の面で課題であった政策型議員（委員会）提案条例は、「デニム条例」の制定により、一定の解決がはかられた。（報告P6） ・各委員会で取り組んできた所管事務調査が、2本の「政策提言」という形でとりまとめられ、その活動が継続されている点は、新たな政策立案機能の手法として高く評価できる。 次は、第二の「デニム条例」になりそうな分野を検討し、条例化への道筋をつけることである。（報告P6） ・「デニム条例」は、制定がゴールではなく、条例にある事項を着実に実現・実行させることが必要である。たとえば、第2条には、（市の役割）として、（1）10月26日（デニムの日）には、積極的にデニム製品を身に着けること、（2）デニムが生産されるに至った経緯と歴史を語り継いでいくこと、（3）事業者の創意工夫と努力を正しく評価し支援すること、（4）井原でしか生まれないデニムの価値を全国へと発信すること、（5）その他市長が必要と認めることを定めているが、令和3年に開催された会議で、これらの点について質問した議員はみられなかった。今後は、制定したということにとどまらず、条例に定められた事項がどの程度進められているのかを議会もしくは委員会としてチェックしていくことであり、場合によっては、質問等を通じて、執行部にその実現を迫ることが必要である。（報告P6）
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部検証結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定したことにとどまらず、今後もデニムに対して取り組んでいく。 ・デニムの動向等を調査していく。 ・今後も政策提言を行っていく。

取組事項	3. 政務活動費マニュアルの改正及び議員派遣
関連条項等	基本条例第5条、第16条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 3.19 政務活動費マニュアルの改正について決定。(適用 R3. 4. 1～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料 県外 12,000 円 県内 9,000 円 を 県外 15,000 円 県内 12,000 円へ変更 (食事代込) ・ ETC利用時の添付書類について明文化 ・ 電話代の上限を9分の1から3分の1へ変更
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費は、毎年指摘しているが、使用に関するルールを定めたマニュアルを公開する必要がある。公開が難しい理由があるのであれば、リーガルチェック(※)を受け、誰が見ても問題のない内容に改善する必要がある。(報告P3) <ul style="list-style-type: none"> ※リーガルチェック・・・弁護士などの専門家に法的に妥当であるかをチェックしてもらうこと。 ・ 政務活動費にかかわる領収書を公開している点は評価できるが、通信費など、いわゆる経費に対する支出が多くなっている。コロナ禍で仕方ない面もあるが、本来の主旨からすれば、書籍や資料の購入、研修や視察に充てる費用にも使用すべきである。また、新聞や雑誌などの購入が目立つが、議会図書室の機能の拡充として、新聞や雑誌のデータベースを活用できるよう、整備をしたらどうか。(報告P6)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費について、今後は、研修や視察に経費を充てていく。

取組事項	4. 市議会ホームページでの情報公開
関連条項等	基本条例第7条、第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 1 閲覧しやすくなるよう、ホームページを更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ少ないクリックで閲覧できるように配慮 ・ ホームページサイトマップを作成 ・ トップページにすべての情報がわかりやすく掲載できるよう配慮 ・ H30. 6、H31. 3 政策提言したものをホームページに公開 ・ R2. 10～ 広聴広報委員会で、議会ホームページの改善について検討
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ HP上にある各種情報の整理は、HPを一新した後も継続されており、高く評価できる。(報告P3) ・ 多様なチャンネルを用いた市民への情報発信が必要になるが、個別的にするのではなく、「井原市議会広報戦略(仮)」等の形で方針を定めるべきである。(報告P3) ・ 議案・議題の事前公開、会議で使用される資料の公開について、検討すべきである。たとえば、請願や陳情に限定し、「議案カルテ」を作成し、公開したらどうか。(報告P3)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への情報発信について、広聴広報委員会で検討していく。

取組事項	5. 常任委員会会議録のホームページ公開
関連条項等	基本条例第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・H24. 4.17 平成24年2月定例会中に開催する常任委員会の会議録（要点筆記）からホームページで公開
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2項で、「すべての委員会及び全員協議会」を原則公開としている以上、会議録（要点筆記）を公開する必要がある。（報告P3）
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての委員会及び全員協議会の会議録の公開について、今後検討していく。

取組事項	6. 市民の声を聴く会の実施方法変更
関連条項等	基本条例第7条、18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.3.19 全員協議会で「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正について了承された。 【変更内容】 ○13 地区での開催を手上げ方式へ変更し、さらに分野ごとに意見交換を行う場として各種団体等（自治会、PTA関係、商工団体等）も対象とするよう変更。 ○開催の申込書を提出してもらい、開催日時や意見交換のテーマなどを協議により決定する。 ○申込団体との協議や当日出席する議員は、申込団体からのテーマ（内容）が、一つの委員会（常任委員会や議会運営委員会）の所管する内容である場合は、その委員会が担当の班として対応する。また、テーマ（内容）が複数の委員会の所管する内容である場合は、あらかじめ3班（1班6人）を編成しておき、順番に対応する。 ○実施内容及び実施報告以降の流れに大きな変更なし。 【令和3年中の実績0件】
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条に議会報告の手段として、議会広報誌とホームページを追加したので、この主旨にあう対応を検討する必要がある。（報告P3） ・ 「市民の声を聴く会」は、各種団体等が希望する「手上げ方式」に変更することで、「やらされ感」がなくなったのはよいが、開催回数が0回であった点は再検討が必要である。（報告P5） ・ 新型コロナウイルスの感染防止の観点から、オンライン方式の導入を含め、市民や各種団体が手を上げやすい環境の整備が必要である。（報告P5） ・ 開催回数が0回であったことを鑑みると、井原市立高等学校との座談会や井原市PTA連合会母親委員会との意見交換会などを定期的で開催するようにしたらどうか。また、所管事務調査を政策提言につなげる際には、市民の意向をアンケートで確認することを条件とし、その手段として、内容にかかわる関係者を対象とした市民の声を聴く会を開催したらどうか。（報告P5）
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催方法について、広聴広報委員会で検討していく。

取組事項	7. 傍聴の機会拡大（休日・夜間議会）
関連条項等	基本条例第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 5. 1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会の対応で、傍聴者の定員の制限や傍聴者への検温や消毒の実施 ・ R3. 3. 19 <ul style="list-style-type: none"> ・ 井原市議会基本条例を改正し、第7条第6項「議会は、前項に定める傍聴の機会を拡大するため、休日又は夜間に本会議を開催することができる。」の規定を削除する。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正により、この規定は廃止された。ただし、それで良しとするのではなく、平日の昼間、仕事をしている社会人の意見をどのようにくみ取るのかについても検討すべきである。(報告P5)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状どおり行っていく。

取組事項	8. 議会だよりの充実
関連条項等	基本条例第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.1 委員会報告について、縦に区割りする構成に変更 ・ R2.8 これまで事務局がレイアウトや構成を検討していたが、事前に担当委員を決め、事務局と調整し素案を作成することに決定 ・ R2.10 市民の声を聴く会でアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だよりを知っていますか。知っている 91.4% ・ 議会だよりをご覧になったことがありますか。 <ul style="list-style-type: none"> 毎回読んでいる。 37.6% ときどき読んでいる。 50.6% ・ 読まれる内容について <ul style="list-style-type: none"> 1位 一般質問 32.0% 2位 定例会 28.2% 3位 市民の声を聴く会 12.7%
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いばら市議会だより」は、市民に対する情報発信のツールの中で、どのように位置づけられるのかを整理しておく必要がある。(報告P4) ・ 市民が表紙に登場するようになり、今までのイメージが一変したが、内容は、「議会がしたこと」が中心となっており(結果報告)、これから「議会が取り組むこと」を取り上げることを検討したらどうか。(報告P4) ・ 字体については、UD(ユニバーサルデザイン)の使用を検討されたい。(報告P4)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果について、広聴広報委員会で検討していく。

取組事項	9. 議会への提案箱の設置、ホームページからの提案募集
関連条項等	基本条例第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 8. 19 提案箱のあり方について協議し、地元の意見を踏まえ現状の設置個所そのままとすることに決定。 ・ R3. 3. 19 メールによる議会への提案について 現行では、無記名メールについては、確認メールを送信し、返信があった場合のみ回答を行うこととしていたが、提案内容が直接市民に関係のない場合は、正副議長において無記名扱いとして処理することに決定。 ・ R3. 6. 29 回答までの時間短縮のため、広聴広報委員会において協議先委員会の決定の際に、内容的に執行部へ意見を求めたほうがよいものは、回答案の協議先委員長の同意を得た上で、広聴広報委員会において執行部へ意見を求めることも決定する。 ・ R3. 12. 6 協議先委員会の決定の際、必要に応じて正副委員長で協議を行い、メール等による委員への照会により協議先委員会を決定する。ただし、委員から異議がある場合は、委員会を開催し協議する。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声を聴く会が開催されなかったことにより、ここでとっていたアンケート分の意見にあたるようなアンケート等の仕組みを検討する必要がある。たとえば、所管事務調査の内容など、政策にかかわる内容のアンケートの実施も検討されたい。(報告 P 5)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部検証結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果について、広聴広報委員会で検討していく。

取組事項	10. 議会事務局の調査及び法制機能の充実
関連条項等	基本条例第19条
取組内容	<p>【基本条例抜粋】</p> <p>第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。</p>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年も指摘した課題であるが、専門的知識・経験を有する職員の育成や採用については、他議会でもうまくいった事例は少なく、改善する見込みは薄い。さらに、職員が1名減となっている状況からすると、この人員不足を解決する方が先であろう。また、法制機能の充実については、議会や事務局だけで考えるのではなく、専門的知見の活用、公聴会制度、参考人制度、議会図書室の充実、政務活動費の有効活用などがあげられる。(報告P6)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も検討していく。

取組事項	11. 議会基本条例の検証及び見直し
関連条項等	基本条例第23条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 2. 26 全員協議会で議会基本条例の一部改正について了承された。 【主な改正点】 ○第7条第4項 議会報告の手段に議会広報誌、ホームページを追加 ○同条第6項 休日及び夜間の本会議開催についての条文を削除 ○第18条第4項 広聴活動に意見交換会を追加 ○第22条第2項 議員報酬について、「市民の意見を参考に決定」を「井原市特別職報酬等審議会の意見等を参考に」に修正 ○第24条 委任について、危機管理等を追加 ※R3. 3. 19改正
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたっては、Plan（計画）－ Do（実行）－ Check（評価）－ Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置づけることが必要である。そのためには、「Plan」にあたる「計画」を十分に練りあげなければならない。（報告P7） ・議会改革の要素はあくまでもツール（手段）でしかない。井原市議会が果たすべき役割は、議会基本条例第1条に定められているように、「市民福祉の向上と市政の発展」である。第1条は、条例の目的のため、評価の対象外とした。（報告P7） ・昨年、「4年の任期満了となる時点で、この目的に沿った活動ができた点とできなかった点は整理して、次の任期に申し送りする必要がある」ことを指摘したが、現在の所はその振り返りはなされていないようであり、どの時点かで見直しが必要である。（報告P7）
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果について、今後も検討していく。

取組事項	12. 危機管理マニュアル等の作成・運用
関連条項等	基本条例第24条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 11. 4 議会運営委員会でマニュアルの見直し案の作成 ・ R2. 11. 30 議会運営委員会で一部改正について決定 ・ R2. 12. 7 全員協議会で承認 <p>現行のマニュアルでは本文の後に、行動マニュアルを設け、災害発生時から24時間以内、災害発生後1週間内内、災害発生後一週間以降と分けて記載していましたが、今回の改正では、この行動マニュアルを本文の解説に記載するなど、その考え方を説明している。</p> <p>さらに、今回の改正案では最後に、「大規模災害等の検証と対策」を設け、災害発生時における井原市議会を含めた井原市の対応を検証するとともに、防災訓練等への積極参加、地域の防災、避難所のあり方と設備、防災備蓄品等の災害対策について、先進自治体の事例などを研究し、防災への認識を深め災害に備えることを加えている。</p>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の井原市議会としての活動指針は、第24条に定められた「危機管理等必要な事項」に該当する「井原市議会大規模災害等危機管理マニュアル」で定められているが、新型コロナウイルスに対応する方針も別途、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会の対応について」で定められており、「ルールとしての備え」はなされている。今後、そのような事態が発生した場合を考慮すると、避難訓練や図上訓練などが必要となる。(報告P7) ・ コロナ禍での議会運営だけでなく、オンライン技術を用いた市民の声を聴く会や視察についても検討する必要がある。(報告P7)
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果のとおり。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価結果について、検討していく。